

むかわ町森林整備計画書（案）

〔 計画期間 自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 1 8 年 3 月 3 1 日 〕

令和 年 月 日樹立

む か わ 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	3
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	7
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
2	樹種別の立木の標準伐期齢	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	9
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	14
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	19
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	21
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
3	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
4	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
5	その他必要な事項	
第7	森林施業の共同化の促進に関する事項	22
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	

第8	その他必要な事項	23
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
III	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	25
1	鳥獣害の防止の方法	
2	森林病虫害の駆除及び予防の方法	
3	鳥獣による森林被害対策の方法	
4	林野火災の予防の方法	
5	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
6	その他必要な事項	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	27
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	
4	その他必要な事項	
V	その他森林の整備のために必要な事項	28
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	その他必要な事項	
別表1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	(別表)
別表2	森林施業の方法を特定すべき森林の区域	(別表)
別表3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	(別表)
別表4	鳥獣害防止森林区域	(別表)
別紙	むかわ町森林整備計画概要図	

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、胆振管内の東部に位置し、北東にのびる山間部の中央を1級河川鶴川が流れて太平洋に注ぎ、その両側に耕地が開け集落が形成されています。本町の総面積は71,136haで、そのうち森林面積は56,225haと総面積の約79%を占めています。民有林面積は36,197haで、そのうち道有林12,934ha、一般民有林23,263haとなっています。

本町の森林は、林業・木材産業の基盤となっており、災害防止や水資源確保、生活環境や農地、河口沿岸の漁場保全などに重要な役割を果たしており、豊かな森林と鶴川の流域水系の適切な保全は、安心して暮らせる生活基盤の確保や、地域に根ざした農林水産業の振興など地域づくりの基本的な取り組みを進めていく上で不可欠です。さらに自然と共生し、自立した地域づくりをさらに進めるためには、流域の森林を一体的にとらえ、活用する取り組みに発展させていくことが求められており、資源の適切な保全と地域森林の一体的活用を進めるため、国有林、道有林を含めた流域が一体となった森林の整備・管理のしくみづくりを構築していくことが必要です。

カラマツ及びトドマツを主体とした人工林は一般民有林に多く、一般民有林の人工林面積は9,422haで、人工林率は全道平均を上回る41%となっています。一般民有林の人工林の年齢構成では、6年齢以上の林分が人工林面積の70%を占めており、間伐などの保育の実施とともに、主伐後の確実な造林が求められます。一方、天然林資源は道有林の約78%、一般民有林の約57%を占め、その多くはナラ類、イタヤカエデ、シナノキ、カンバ類を主体とした二次林で、今後、適切な保育管理をすすめ、優良な林分へと誘導することが求められています。また、それらの森林づくりを担い、将来へ引き継いでいくための人材の育成・確保などが重要です。

本町では、これまでも、町有林と一般所有者や企業の森林で森林認証を取得し、「持続可能な森林の管理・経営」と木材へのラベリングによる地域ブランド化を目指す取り組みや、森林資源の有効活用とエネルギーの地域内自給を図る木質ペレットの地材地消などの取り組みが進められてきました。今後、森林を守りながら将来に引き継ぐ財産として形成していくためには、認証の取得拡大や付加価値向上の取り組みをさらに進めるとともに、地域材の有効活用促進により地域の林業・木材産業の活性化を図っていく必要があります。

さらに、町と企業との連携や住民団体による協働の森林づくり、「木育」など森林にふれあう活動の展開を通じて、地域住民の環境意識や森林・林業に対する理解を深め、森林を活かした交流を推進していくことが必要です。

本町では、近年、豪雨災害が頻発しており、そのたびにダムや河川の汚濁、立木の流出等が発生しております。本町は地盤が脆弱で崩壊等のおそれのある箇所も多いことから、山地災害防止機能を高める森林整備も重要です。水源地の上流域などにおいては、適切な保全とともに荒廃箇所の復旧及び危険箇所の災害防止等の整備を進めていく必要があります。

以上をふまえ、今後の森林、林業、林産業に関する施策についての課題を以下に挙げます。

- (1) 豊かな森林づくりの推進
 - ア 国、道、町、その他民有林が一体的となった森林づくりの推進
 - イ 地域が一体となった森林認証の取得推進
 - ウ 森林の適切な保全と未整備森林の整備
 - エ 効率的な路網の整備
- (2) 森林資源の有効活用と地域で循環させる仕組みづくりの構築
 - ア 地域で使えるものは地域で使う「地材地消」の視点から、木質バイオマスなどの地域熱利用によるエネルギー自給、公共施設等への地域材の利用促進
 - イ 地域で使いきれないものは地域で加工して製品化する「地産地工」の視点から、高次加工体制の構築、森林認証の流域一体取得による地域材のブランド化
- (3) 流域の豊かな森林を守り育て、未来につなげる人材の育成
 - ア 地域の森を知る専門家及び担い手の育成
 - イ 地域の森林を熟知し、現地に即した森林づくりを責任をもって行える林業事業体の育成
- (4) 森林を活かした教育、交流の推進

ア 地域住民の環境意識や林業に対する理解を醸成するため、木育（森林や木の恵みを活かした教育）と森林を活かした交流の推進

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林 GIS の効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定します。

公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」、及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業や保全を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業や保全を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡、名勝や天然記念物等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多

		文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	様々な森林整備や保全を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や保全を推進する。
生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び林齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業や保全を推進する。
	保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び林齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮し、生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

- (1) 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- (2) 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理

等)を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

- (3) 種の保存法(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)に定める「指定希少野生動植物」及び希少野生動植物保護条例に定める「指定希少野生動植物」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生動物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合等林業事業体、国・道有林等の関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

1 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

- (1) 立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によるものとします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

なお、伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)とします。

なお、択伐の実施にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

- (2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮して行うこととします。

なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及期間により行うものとします。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

町内における主要な樹種について、次表のとおり立木の標準伐期齢に関する指針を示します。

立木の標準伐期齢は、次表の林齢を基礎とし、本町内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めています。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められているものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

樹 種		林 齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

3 その他必要な事項

- (1) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとします。

- (2) 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。

ア 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

イ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

ウ 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

- (3) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽病被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じ保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

- (4) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を設けるなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

- (5) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなどの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

- (6) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積み込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により造林することとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山複崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとし、育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定するものとします。

以上を踏まえ、本町における人工造林の対象樹種を次のとおりとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、ヤチダモ、カツラ、カンパ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、アオダモ、ハルニレ、その他郷土樹種	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入または維持する森林

- (ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大

面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うものとします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野ネズミ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。

なお、土砂流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈り払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(エ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

(オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアの(エ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

(カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500
中庸仕立て	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000
疎仕立て	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うことに努めるものとします。

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春 植	トドマツ、アカエゾマツ	4月上旬～6月上旬
	カラマツ（グイマツとの交配種）、その他	4月上旬～5月下旬
秋 植	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月下旬
	カラマツ（グイマツとの交配種）、その他	9月上旬～11月下旬

イ 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとしします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

カラマツ林で材積率30パーセントの択伐を行い、広葉樹を植栽して複層林とする。

本計画で示す広葉樹の標準的な植栽本数2,000本を適用し、

$$2,000 \times 0.3 = 600$$

となり、広葉樹はおおむね600本以上を植栽することとなります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が維持されるよう配慮するためのものです。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

(4) その他

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定した区域内の森林における更新方法は、原則として人工造林によることとし、上記(3)に示す期間内に人工造林を行うこととしますが、指定した区域内の森林であっても、伐採時に既に自然に生育している広葉樹等を保残する場合や、萌芽更新が確実に見込まれる場合などで、2 天然更新に関する事項の(2)に示す天然更新の標準的な方法に照らして、天然更新によっても更新が図られると判断される場合については、天然更新によることとします。その場合の期間等については、2 天然更新に関する事項の(3)に示す伐採跡地の天然更新をすべき期間に準ずることとします。

なお、所有規模の小さな森林所有者や細分化された森林については、伐採・造林の計画的実施のため、森林経営計画の策定を促進し、森林施業の集約化を図ります。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現状はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術の体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

なお、天然更新の対象樹種及び標準的な方法、伐採跡地の天然更新を実施すべき期間は、市町村森林整備計画において定められたものとし、森林所有者等が天然更新を行う際の規範とすることとします。

以上を踏まえ、本町における天然更新の対象樹種を次のとおりとします。

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、シナノキ、ハリギリ、ハルニレ、ミズナラ、ヤチダモ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ類など	

なお、定められた樹種以外で更新を図ろうとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種（注1）の稚幼樹等（注2）が幼齡林（注3）では成立本数が立木度（注4）3以上、幼齡林以外の森林では林地面積（注5）に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新すべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年5月15日付森林第111号、森林計画課長通知）によるものとします。

(注1) 高木性樹種とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 幼齡林とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 立木度とは、幼齡林において、現在の林分の本数と該当林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$\text{立木度} = \text{現在の林分の立木の本数} / \text{当該林分の期待成立本数} \times 10 \quad (\text{注6})$
--

(注5) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数

広葉樹		針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）	
階層	期待成立本数	階層	期待成立本数
上層	300本/ha	上層（カラマツ）	300本/ha
中層	3, 300本/ha	上層（その他の針葉樹）	600本/ha
下層	10, 000本/ha		

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齡林、老齡林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保す

るものとし、

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとし、

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合には、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過するまでに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

- (1) 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
- (2) 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

指定した森林は、伐採後、「伐採跡地の更新すべき期間」の期間内に更新を図る必要があります。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在については、別表3のとおり定めます。

指定する森林の区分は次のとおりとなります。

【一般民有林】

森林の区分	備考
第4の2(1)において木材等生産機能の維持増進を図る森林の区分に位置づけられている森林	
第4の1(1)において水資源保全ゾーンに位置づけられている森林のうち保安林等の制限林を除く森林	

【道有林】

森林の区分	備考
第4の3(1)において水資源保全ゾーンに位置づけられている森林のうちの以下の森林 42～64林班全域	

ただし、上記に指定した区域内にあっても以下の森林については対象から除外することとします。

- (1) 生物多様性の高い森林の造成等のため、森林経営計画において天然林化あるいは混交林化を計画し、かつ、その計画が森林の現況等から適当と認められる森林
- (2) 他計画等により転用が予定されている森林等

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

- (1) 更新に係る対象樹種
 - ア 人工造林の場合
 - 1の(1)による
 - イ 天然更新の場合
 - 2の(1)による

- (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
2の(2)において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による。

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

次のとおり、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針を示します。

- (1) 間伐は、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとします。
- (2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとするものとします。なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	26	36	48	—		選木方法：定性及び列状 間伐率：20～35% 間伐間隔 標準伐期齢未満10年 標準伐期齢以上12年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	18	25	33	44		選木方法：定性及び列状 間伐率：20～35% 間伐間隔 標準伐期齢未満7～8年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	20	30	40	50	60	選木方法：定性及び列状 間伐率：20～35% 間伐間隔 標準伐期齢未満10年

(注1) カラマツには、グイマツとの交配種を含み、アカエゾマツには、エゾマツを含む。

(注2) 「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

(注3) 上記はあくまで標準的な例を示すものであり、実際の間伐の時期や回数、方法は植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法等により異なってきます。

(注4) 実際の間伐時期等の設定にあたっては、現地の気象や立地条件、生産目標等を総合的に勘案し、地域の指導林家や試験林等での森林づくりの成果等も踏まえ、林業普及指導員等との相談の上、検討していくことが重要です。

- (3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械による効率的な作業システムの導入や列状間伐を推進するとともに、集材距離を考慮した路網の整備を進め、施業の集約化を図ることにより、施業の省略化・効率化に努めることとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成することとします。

(3) つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

樹種	植栽年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①		
	秋		②	②	②	①	①	①	①	①	
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

樹種	植栽年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春						△				
	秋						△				
トドマツ	春							△			
	秋							△			
アカエゾマツ	春				△						
	秋					△					

(注1) カラマツには、グイマツとの交配種を含み、アカエゾマツには、エゾマツを含む。

(注2) 記載の例 ①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り、除伐

(注3) 上記はあくまで標準的な例を示すものであり、実際の保育作業の時期や方法は植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法等により異なります。

(注4) 実際の保育作業の時期等の設定にあたっては、現地の気象や立地条件、生産目標等を総合的に勘案し、地域の指導林家や試験林等での森林づくりの成果等も踏まえ、林業普及指導員等との相談の上、検討していくことが重要です。

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うものとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林等の区域の基準は次のとおりとします。

なお、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法は、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等に基づき形成された地域の合意等を勘案して、市町村森林整備計画で定めることとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

公益的機能別施業森林の区域については別表1のとおり定め、施業の方法については別表2のとおり定めます。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

【共通ゾーニング】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水源涵養林	水源涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の自然条件。林況、地域の要請を踏まえた上で林班単位等で面的に定める。	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図る。
山地災害防止林	山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険区域等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については、択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
生活環境保全林	快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵などの影響を緩和する森	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ

	林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、小班単位で定める。	以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
保健・文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化材保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。 なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。

（注）「長伐期施業」とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

【上乘せゾーニング（注1）】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水資源保全ゾーン	<p>水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、市町村が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。</p> <p>特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、林小班単位で定める。</p>	伐採面積の縮小（注2）及び伐採箇所の分散化につとめることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。

生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。	伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最低限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとする。
	保護地域タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。	伐採方法は、択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

(注1) 「上乘せゾーニング」とは、北海道の森林・林業の現状課題、地域の特性やニーズ等により、目指す姿や施業の方法などをよりきめ細かく定めるために共通ゾーニングの中において上乘せして設定されたゾーニングです。

(注2) 皆伐を行う場合の面積は、原則として10haを上限として定めることとします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。

このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないよう定めるものとし、

木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(2) 森林施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

樹種	生産目標	仕立て目標	主伐時期の目安
カラマツ	大径材生産 38 cm	疎仕立て	60年
	一般材生産 30 cm	中庸仕立て	40年
トドマツ	一般材生産 27 cm	中庸仕立て	55年
アカエゾマツ	一般材生産 30 cm	中庸仕立て	70年

(注1) カラマツには、グイマツとの交配種を含み、アカエゾマツには、エゾマツを含む。

(注2) カラマツについては穂別町カラマツ育林指標、トドマツについては地域森林計画を参考とした。

(注3) 上記はあくまで標準的な例を示すものであり、上記時期での主伐を促すものではありません。

(注4) 実際の主伐時期等の設定にあたっては、現地の気象や立地条件等を総合的に勘案し、個々の林分において検討していくことが必要であり、地域の指導林家や試験林等での森林づくりの成果等も踏まえ、林業普及指導員等との相談の上、検討していくことが重要です。

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出に係る作業システムに応じ、次の表を目安として基幹路網（林道、林業専用道）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとします。

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>15以上

(注1) 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

なお、本表は、木材搬出予定箇所路網を整備する際を目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた

低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
傾斜地	チェーンソー	トラクタ【全木】 《グラップルローダ》	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッサ)
平地 緩傾斜地	ハーベスタ	トラクタ【全幹】 《グラップルローダ》	ハーベスタ	グラップルローダ
				(ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)

※ () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

(ア) 一般民有林

単位 延長：km 面積：ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5箇 年の 計画 箇所	対 図 番 号	備考
拡張	自動車道 (改良)		むかわ町	下穂別	1.0 ／1		○	(1)	法面保全
	合計				1.0 ／1				

(イ) 道有林

単位 延長：km 面積：ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5箇 年の 計画 箇所	対 図 番 号	備考
開設	自動車道		むかわ町	ニワン第一	5.0 ／1	1,030	○		起点：むかわ町 穂別栄 終点：むかわ町 穂別栄

〃	〃		〃	7林班	1.0 /1			起点：むかわ町 穂別栄 終点：むかわ町 穂別栄
〃	〃		〃	8林班	3.0 /1			起点：むかわ町 穂別栄 終点：むかわ町 穂別栄
〃			〃	15林班	2.0 /1			起点：むかわ町 穂別豊田 終点：むかわ町 穂別豊田

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理します。

3 その他必要な事項

- (1) 土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。
- (2) 林道等通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。
また、通行の安全を確保するため必要に応じて、通行を禁止する安全施設の整備を講じざるものとしします。
- (3) 林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は、5ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の56%を占めます。また、管内の一般民有林のうち、43%はカラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、森林組合等林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、町を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うこ

とができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林調査簿や林地台帳をもとに経営管理が行われていないと思われる森林を対象として森林経営管理制度に基づく意向調査を実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

4 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合等林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5箇年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します

5 その他必要な事項

特になし

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者には小規模な森林所有が多く、森林施業を計画的、効率的に行うためには、町、森林組合等林業事業体、森林所有者が一体となって推進する体制の整備が必要です。特に、森林施業プランナーや森林組合等林業事業体による集約化の推進により、作業班の強化等事業実施体制の整備を図ることとし、施業の集約化を積極的に進め、コスト低減を図ります。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町で、林家個人で伐採、造林保育を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を促進し、合理的な林業経営を推進する必要があります。

そのため、施業実施協定の締結などにより計画的な森林施業を図ることとします。森林の維持管理に対して消極的な森林所有者や町外在住の森林所有者については、積極的に働きかけ、森林の機能及び森林の管理の重要性を認識させるとともに、林業経営へ参加意欲の拡大を図り、施業の実施を促すこととします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することに努めることとします。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- (3) 共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

地域での持続的な森林づくりを進めていくためには、地域の森林の状況や特徴等を熟知した人材や事業体を育成していくことが重要です。森林施業プランナーや現場の技術者等、それぞれの段階で人材を育成し、連携していくしくみを構築していくことが求められます。

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を推進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・企業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険等の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、森林組合との事業連携等や林業経営体の法人化、協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

また、林家の経営安定のため、特用林産物の導入等に向けた対策を進めます。

(2) 林業就業者及び林業後継者の育成方策

ア 林業就業者等の育成

林業就業者等の育成のため、次のとおり対策を進めることとします。

(ア) 森林施業プランナーの育成に努め、研修の受講等を推進します。

(イ) 林業従事者に対する技術・安全対策の研修の受講を推進し、林業従事者等の技術・安全対策の向上に努めます。

(ウ) 近隣市町村との連携による広域就労の促進により、雇用の通年化・安定化を図ります。

(エ) 森林組合の協同組合としての機能を十分発揮できるよう育成強化します。

イ 林業後継者等の育成

林業後継者等の育成のため、次のとおり対策を進めることとします。

(ア) 道内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討をすることとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとします。

(イ) 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の普及啓発及び後継者の育成に努めることとします。

(3) 林業事業体の経営体質強化方策

経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業事業体を育成します。また、年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林

業事業体における森林整備事業の掘り起こしや、経営の多角化等による経営の体質強化、高度化を促進することとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

今後、林業の活性化を図って行くために素材生産を機械化、省力化し生産向上に努めることとします。このためには高性能林業機械を中心とした新作業システムを主体とする林業作業の機械化を進め、林業労働安全衛生面の向上を図りつつ、低コスト林業を進めることとします。高性能林業機械の導入を推進するに当たっては地域における地形、資源、作業量及び林業労働者の動向をふまえ、森林組合を主体に効果的な導入に努め、また、高性能林業機械に対応できるオペレーターの養成も実施していきます。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐 採 造 林 集 材	伐木	チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ
	集材	トラクタ	トラクタ、フォワーダ グラップルローダ
	造材	チェーンソー	ハーベスタ、プロセッサ
	巻立	グラップルローダ	ハーベスタ、プロセッサ グラップルローダ
造 林 保育等	地拵、下刈り	チェーンソー、刈払機	チェーンソー、刈払機 トラクタ

(3) 林業機械化の促進方策

高性能林業機械を主体とした林業機械の購入にあたっては、コストを低減しロットを確保するために一層の集約化を進める必要があります。また、機械操作に対応できるオペレーター養成のための研修機会の情報提供に努め、機械化に対応する事業量の安定的な確保・供給に努めます。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、苫小牧広域森林組合を中心に、複数の工場が拠点となっています。今後は、増加しているカラマツ大径木の製品利用など、素材の供給や時代のニーズに対応した生産・流通体制を整備する必要があります。また、トドマツの小径木の土木資材への利用など新たな需要に対する安定供給体制の構築を図ります。

地域産業の振興や二酸化炭素排出量の削減の観点から、林地未利用材等を含めた木質バイオマスの有効利用を促進することとします。特に、木質ペレットについては平成18年度の生産開始以降、着実に地域内の需要が伸びており、フル生産稼働が続いていることから、今後も地域内でペレットストーブやボイラの導入を進め、地材地消体系の確立を図っていく必要があります。

また、充実してきた町内の人工林資源の有効活用していくためには、まず地域内での利用を進めていくことが重要であり、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用促進方針」（平成23年3月策定）に即して建築物等において積極的に木材、木製遺品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法制確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

○ 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）			計 画			備考
	位 置	規 模	対 図 番 号	位 置	規 模	対 図 番 号	
製材工場	穂別地区	23,074 m ³	①				
チップ工場	穂別地区	37,885 m ³	①				
	鷓川地区	6,200 m ³	②				
木質ペレット工場	穂別地区	705t	③				
おが粉工場	鷓川地区	5,000 m ³	④				
薪工場	鷓川地区	500 m ³	④				
O&Dウッド工場	穂別地区	307 m ³	⑤				

4 その他必要な事項

(1) 森林認証の普及と認証材の利用の取組み

現在本町内では、国有林で約 20,218ha、道有林で約 12,950ha、一般所有者、大企業所有林、町有林等で約 8,700ha（一般民有林全体の約 37%）の森林が認証を受けています。持続的な森林管理について第三者の認証を得ることは、地域の森林管理水準向上に有効であり、今後も取得拡大に努めます。一方で、認証森林から産出される木材については、より一層の付加価値向上への取組みが必要であり、認証面積の拡大によるロットの確保とともに販路拡大等を進めていく必要があります。

Ⅲ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及びエゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を全町を区域として定めます。

なお、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
エゾシカ	全域	36,197

※うち、道有林は 1～64 林班(胆振管理区全域)、12,934ha

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおりエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独又は組み合わせて推進するとともに、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図ることとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、むかわ町鳥獣被

害防止計画)

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態等を的確に把握し、被害が発生し又はそのおそれのある森林については、森林組合及び林業事業者等の関係団体と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

(3) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域については、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

2 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特にカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、本町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や殺鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の研究及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護にあたっては、森林組合及び林業事業者等の関係団体及び地域住民との一層の協力のもと、必要に応じて野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

(2) その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期防除などにあたっては、本町と胆振総合振興局、試験研究機関、森林組合、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

3 鳥獣による森林被害対策の方法

(1) エゾシカ森林被害に対しては、忌避剤の散布や侵入防止柵、枝条巻きの設置のほか、森林内における効率的な捕獲技術の開発等、行政機関・学識者・関係団体・関係者等が連携し、総合的な対策を講ずることとします。

また、生息密度が高い地域においては、被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害のある林分またはそのおそれのある林分については、適切な防除を早期に行うよう努めるとともに、食害のおそれがある地域については、植栽樹種の選定に当たり、嗜好性の低い樹種を検討する

こととします。

- (2) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ等の造林地においては火入れの実施または林地残材の林外搬出等によりネズミのすみかとなる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。
- (3) 地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

4 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施します。

また、春先の乾燥時期には、森林巡視を強化するほか、山火事予消防大会を開催し、山火事予防の啓蒙を図るとともに、火災発生時の対応について関係機関で確認をいたします。

5 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

植栽木を野ネズミ被害から予防する観点から火入れ地拵えを実施する場合には、むかわ町火入れに関する条例に基づき、周辺への延焼の防止に向け予防措置を徹底するとともに、関係機関との連携を密にし、予消防対策に万全を期すこととします。

6 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
該当なし
- (2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、鳥獣保護区等の区域、希少な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

- (1) 森林保健施設の整備
該当なし
- (2) 立木の期待平均樹高

該当なし 4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

なお、森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

本町ではこれまで、森林づくりに意欲のある企業と連携し、協働で森林づくりを進めることによって交流を深め、地域活性化につなげていく取組みとして「企業の森林づくり」に取り組み、トヨタ自動車北海道や、北海道エリア日立グループ、コープさっぽろ、楽天、イオン、ホームック等と森林づくりを進めてきました。今後とも、これらの取組みを継続、発展させるとともに、新たな企業との森林づくりも進めていきます。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

稲里地区の穂別キャンプ場や、穂別地区のほべつ道民の森、中村記念公園、鶺川地区のまちなかの森など町内には森林に親しむことの出来るフィールドがいくつかあり、町民や町外からくる観光客の散策や森林浴等、憩いの拠点となっています。今後も、散策道の適切な管理を行うなど、町民が親しみやすい環境整備を進めます。

また、旧和泉小学校は森林に囲まれた古い木造の校舎で木や森に親しめる環境として適していることから、その環境を活かし木工や森林にふれあう木育の拠点としての活用を進めていきます。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林整備に意欲のある住民、団体等が活動しやすい環境を整備するため、植樹や下刈り、枝打ち等のボランティア活動を実施するフィールドや森林づくり活動に関する情報の提供に努めるものとします。

また、森林づくりの活動の技術研修会の開催や、森林づくり活動を行う団体が相互の情報交換できる。ネットワークづくりを進め、自発的な活動を促進するものとします。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

鶺川漁協女性部が中心となり「お魚を殖やす植樹運動」として、一級河川鶺川流域の源流部に位置する占冠村での植樹を継続して実施し、さらに、より多くの流域における住民参加の体制づくりを進めます。

(3) その他

将来にわたって森林の整備に対する地域住民の理解を得ていくためには学校教育等の現場で次世代を担う青少年の森林に対する興味や関心を深める必要があります。このことから、小中学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、森林に関する学習機会の確保に努め、森林について学ぶことのできる場所の整備を図るものとします。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的留意事項は、次のとおりです。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々に指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので留意が必要です。

(7) 立木の伐採の方法

a 伐採種

主伐における伐採方式（伐採種）は次の（a）～（c）の3区分です。

なお、一指定単位に二以上の伐採種が指定されている場合があります。

(a) 禁伐：主伐に係る伐採を禁止するもの（防火保安林及び保安林施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されてません）。

(b) 択伐：森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は10m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹郡を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ha未満であるもの。

(c) 皆伐：伐採種を定めないので、間伐を含む全ての伐採方法が認められます。

b 伐期齢

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木でなければ主伐として伐採をすることはできません。

c 特例

保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良する必要があるなどの場合に限り、伐採方法について次の特例を定める場合があります。

(a) 期間：特例の期間は指定後10年以内とされています。

(b) 伐期齢：伐期齢の特定を定めた保安林では、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に達していなくても主伐に係る伐採をすることができます。

(c) 伐採種：伐採種の特例を定めた保安林では、禁伐を指定する森林にあっては択伐による伐採を、択伐を指定する森林にあっては皆伐による伐採をすることができます。

d 間伐

樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であれば間伐に係る伐採をすることはできません。

(イ) 立木の伐採の限度

a 皆伐面積の限度

(a) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

(b) 大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐をすることができる一箇所当たりの面積の限度を20haを超えない範囲内において状況に応じて定めており、その限度を超えて伐採することはできません。

(c) 防風・防霧保安林については、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

b 択伐材積の限度

(a) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に択伐率（注）を乗じた材積としています。

（注）択伐率＝（森林の立木材積－前回の択伐後の森林の立木材積）／森林の立木材積
（上述のとおり、前回の伐採後の生長量以上の伐採はできません。）

なお、10分の3を超える場合は10分の3とします（ただし次の（ウ）に記す植栽指定が課せられた森林については10分の4を超える場合は10分の4とします。）

(b) 保安林の指定後最初に行う択伐にあっては、その保安林の指定施業要件に定められた初回択伐率を乗じた材積としています。

c 間伐材積の限度

伐採年度ごとに間伐することができる立木の材積の限度は、原則として森林の立木材積の10分の3.5を超えない範囲で指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても伐採年度の翌年度か

ら起算しておおむね5年以内において10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とします。

(ウ) 植栽の方法・期間及び樹種

原則として、現に人工林であるもの及び具体的な植栽計画があるものに限って伐採後の植栽を指定しており、その方法、期間及び樹種について次のように定めています。

a 植栽の方法

(a) 次のcに記した指定樹種の満1年以上の苗を、cに記した本数以上均等に分布するように植栽しなければなりません。

(b) 択伐指定の箇所については、上記(a)に関わらず、(a)の本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。

b 植栽の時期

伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽しなければなりません。

c 植栽樹種及び本数

その保安林の指定単位ごとに、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる多様な樹種を指定しており、その樹種ごとの1ha当たりの植栽本数を定めています。

イ 自然公園特別地域内における森林

該当なし

ウ その他の制限林

その他の制限林における伐採方法については、表1のとおりとします。

表1 その他の制限林における伐採方法

区 分	制 限 内 容
その他の制限林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。 ① 伐採面積が1ha未満のもの ② 森林経営計画で皆伐として計画されたもの (4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては禁伐とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

該当なし

(5) 国有林と民有林が一体となった森林づくりに関する事項

国有林と民有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道森林管理局及び北海道と連携して、森林資源の循環利用の推進による地域産業の活性化や雇用の創出、森林の整備・保全の推進による公益的機能の持続的な発揮、木育に基づく町民等との協働の森林づくりに向けた取り組みを実施します。

(6) 森林施業共同化重点実施地区

該当なし